ハ　会社が新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合　同法第八百六条第二項に規定する反対株主

［ニ・四　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

○総務省令第百二十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

総務大臣　武田　良太

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書	**様式第１**（第４条第１項、第４条の２第１項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書
［略］	［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　電気通信設備の概要	２　電気通信設備の概要
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
［注１～４　略］	［注１～４　同左］
５　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12又は第49条の６の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。	５　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。
［６～８　略］	［６～８　同左］
［３　略］	［３　同左］
［注　略］	［注　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	２　［同上］
［一～十三　略］	［一～十三　同上］